

地域をたたむ合併地獄の第3段階へ 新たな「行財政改革推進プラン(案)」

鶴岡市は11月22日、新しい「行財政改革推進プラン(案)」を決定しました。

6月1日に市の各部長による市行財政改革推進本部が開かれて策定に着手し、各課長による幹事会が数回開かれて素案が協議され、9月に市長ヒアリングを経て決定されました。

年間約30億2千万円の削減

鶴岡市は平成23年7月に市行財政改革推進委員会による第1次行

財政改革大綱・実施計画、翌24年4月に第2次大綱・実施計画を策定し、23年度から27年度までの5か年を推進期間として行革を進めてきました。

その効果・検証では、①地域庁舎のリストラなど組織・機構の再編及び職員の人員費削減など「行政システムの構築」で1年間の削減額は約6億円、

②公共施設の統廃合や指定管理、民営化などの「事務事業の見直し」で約6億9千万円、

③有利な合併特例債を活用し、繰上償還を除く公債費に充当する実質的な一般財源の削減額である「公債費の削減」は約17億円、

これらを合計すると年間約30億2千万円の削減です。その削減分はどこへ回ったのか。



建設進む鶴岡市文化会館(9/26)

合併時の約50億円から156億6467万円へ3・12倍に膨らんだ積立金や、市の中心部に投資された建設事業などです。

地域庁舎の農業・建設部門

新しい「行財政改革推進プラン(案)」では、新たな自治体リストラ策を打ち出しています。

「組織・機構の見直し」では具体的な7項目で、本所と地域庁舎で業務を担っている農林水産部門や地域庁舎の3ブロック制の建設部門の見直しが含まれています。

給食センターの統合

「事務事業の見直し」では、民営化を進めるものとして①窓口業務の民間委託、②公立保育園の指定管理、③市営住宅の管理代行・指定管理などを上げていきます。

事務事業の統廃合では、①マイクロバスは契約一元化、②ごみ有

料化制度、③廃止した大綱放牧場跡地の貸付・売却、④櫛引・朝日の給食センターを鶴岡に統合などを進めるとしています。

堆肥センターの廃止

「公共施設の見直し」では、①指定管理の導入で藤島歴史公園、蝦夷館公園、あつみ温泉バラ園など、ごみ焼却施設はPFI(民間資金活用による社会資本整備)です。

②譲渡、貸付では16施設をあげ、指定管理の朝日大平地区の観光わらび園・農業体験農園や、エコタウンプロジェクトの中核施設である藤島と羽黒の堆肥センターの「または廃止」も含まれています。

日帰り温泉施設

補助金の見直しでは、各ふるさと会や類似のまちづくり関係補助金の見直し、敬老会補助金は交付金へ統合、各観光協会補助金の見直しなど大きな削減が迫られます。

日帰り温泉施設など第3セクターは、継続の是非を総合的に検証・検討するとし、廃止も浮上します。

地域衰退の負のスパイラル

鶴岡市は合併後、周辺となった旧町村から独自サービスを廃止・削減し、職員を撤退させ、施設を統廃合し、人的・物的資源を本所に集中させてきました。

旧町村では、最大の雇用と投資主体であった役場が消滅し、地域庁舎となって機能は縮小・弱体化したために、地域の衰退は顕著になりました。

商業も建設業も役場から仕事ももらえない人が少ないため買い物もない、独自サービスの低下で住民の貧困化安あがりの民営化で借金・所得水準も低下しました。

さらに子どもが少なくなつて学校が統廃合され、ますます子どもが少なくなりました。合併は旧町村に地域衰退の負のスパイラルをもたらしました。

人口減少を余所に

榎本市政は旧町村の

庁舎余裕スペースの貸出

地域庁舎機能の見直しでは、業務の本所集約を進める一方で、ワンストップサービス(総合窓口)の充実、コミュニティへの支援、地域振興や産業振興など地域活性化に向けた組織体制の整備、及び庁舎の余裕スペースの貸出など有効活用を進めるとしています。

疲弊と深刻な人口減少を余所に、新たな自治体リストラを進めようとしています。

その道は合併地獄の①独自サービスを削減と住民負担増②業務と施設の統廃合、民営化に続き、③現場から行政を撤退させ地域をたたむ第3段階への道です。

一本算定を見直し

平成大合併による周辺部の衰退は全国共通であり、国も交付税の一本算定を見直し、地域振興費や支所、小中学校費などの加算で、削減額の72%程度6700億円を今後も残すことを決めています。

鶴岡市では一本算定による削減額は約11億円程度に圧縮され、これまでのリストラ効果による30億円削減は余りにも過大です。

ならば、地域内分権を図って地域庁舎の充実・強化に転換する改革こそ必要でしょう。

(1) 組織・機構の見直し	
①税務部門の組織体制の見直し	
②地域包括ケア推進体制等の構築	
③農林水産部門の見直し	本所及び地域庁舎の業務のあり方
④建設部門の見直し	本所及び地域庁舎の業務のあり方
⑤学校管理部門の見直し	少子化に伴う学校数及び学級数の減少
⑥上下水道部門の見直し	窓口収納等包括的業務委託の導入
(2) 定員管理の適正化	
①定員適正化計画の策定	
(3) 人事管理・給与制度の見直し	
①人事評価の推進	
②再任用制度の活用	
③優秀な人材の確保	
④時間外勤務の縮減	
(4) 職員の資質向上	
①職員研修の見直し・拡充	
②キャリアパス等による建設技術系職員の資質向上	
(5) 投資事業の計画的推進及び市債の適正管理	
①市債残高及び公債費の適切な水準管理	
②財政調整基金等の拡充	
③統一的な基準による地方公会計の整備促進	
(6) 事務事業の見直し	
①民間活力の導入による事務事業の効率化	
・窓口業務の見直し(窓口業務の民間委託)	
・市立保育園管理運営事業	指定管理者制度の導入等による民営化
・市営住宅の管理代行制度	指定管理者制度活用による管理業務の効率化
②ICTの活用等による事務事業の効率化、市民サービスの向上	
・自治体クラウドの導入	
・窓口業務の見直し(各種証明書のコンビニ交付)	
③事務事業の改善、統合、廃止等	
・市有マイクロバスの運行業務	契約の一元化。車両の集約
・ごみ減量・リサイクル推進事業	ごみ有料化制度を導入
・放牧場運営対策事業(旧大網放牧場)	貸付または売却
・櫛引地域・朝日地域小中学校の給食調理業務の統合	
(7) 公共施設の見直し	
①公共施設のあり方の総合的な見直し	鶴岡市公共施設等総合管理計画を策定
②公共施設の機能・運営手法の見直し	
・ごみ焼却施設【PFI】	
・藤島歴史公園【指定管理】	
・蝦夷館公園【指定管理】	
・温海公園(あつみ温泉バラ園)【指定管理】	
・泉地区地域活動センター・羽黒コミュニティセンター【機能集約及び指定管理】	
・ほのかたらのきだい【指定管理の見直し及び周辺施設との連携】	
・櫛引公民館【施設機能の見直し及び指定管理】	
・大宝館【指定管理】	
・文化会館【指定管理】	
・出羽庄内国際村【施設機能の見直し】	
③公共施設の譲渡、貸付	
・藤島エコ有機センター、高品質堆肥製造施設・羽黒堆肥製造供給施設【譲渡、貸付または廃止】	
・地域材利用交流センター(大淀川交流センター)【譲渡】	
・地域材利用交流センター(勝福寺交流センター)【譲渡】	
・旧遊漁センター(うちフィッシングセンター)【譲渡】	
・旧遊漁センター(うち海洋つり堀)【譲渡】	
・旧コミュニティプラザ【貸付】	
・旧北部振興センター【譲渡】	
・藤島ふれあいセンター(うち商業施設部分)【貸付】	
・藤島エコタウンセンター(うち1階部分)【貸付】	
・農業体験農園(大平)【譲渡または貸付】	
・農作業準備休憩施設(大平)【譲渡または貸付】	
・地場産業振興施設(産直あさひ・グー)【譲渡または貸付】	
・旧温海川農業者健康管理施設【譲渡】	
・旧小国交流促進センター【譲渡】	
・旧小国山村振興センター【譲渡】	
・山五十川古典芸能収蔵館【譲渡】	
④公共施設の統合、廃止	
・高齢者交流センター【廃止】	
・養護老人ホーム友江荘【廃止】	
・農業体験農園(田麦俣)【廃止】	
⑤その他	
・日帰り温泉施設【見直し】	
・スキー場施設【見直し】	

(8) 補助金の見直し	
①簡素で効率的な補助制度の構築	
・各ふるさと会への補助金の見直し	
・類似のまちづくり関係補助金の見直し	
・敬老会補助金の広域コミュニティ組織運営・地域づくり交付金へ統合	
・各地域の観光協会に対する補助金等を見直し	
(9) 公営企業・第三セクターの経営健全化	
経営改善に向けた取組の推進。事業継続の是非について総合的に検証・検討	
①病院事業の経営健全化	
・荘内病院3カ年運営計画の策定	
②水道事業の経営健全化	
・水道事業経営効率化計画の策定	
・窓口収納等包括的業務委託の導入	
③第三セクターの経営健全化	
・日帰り温泉施設(再掲)	
・スキー場施設(再掲)	
(10) 自主財源の確保	
①市税等の収納率の向上	公共施設の使用料等の見直し
②各種使用料等の見直し	
③遊休資産の有効活用	
④有料広告の拡大	
⑤ふるさと寄附金の拡大	
(11) 市民・地域・行政の総合力が発揮できるシステムの構築	
①市民の声の庁内での情報共有	
②市職員による地区担当職員制度の推進	
③各種団体事務局の民間への移管	
④市職員の地域活動等への参加促進	
(12) 地域の活性化に向けた地域庁舎機能の見直し	
①庁舎施設の有効活用	

「天皇を戴く国」―主権者国民を臣下(しんか・家来)に(追記)
 ―あらためて憲法を学ぶ 青山崇

本紙11月13日付で「天皇は象徴という言葉は残しているが、国民は、〈日本国の長〉で元首である天皇の家来のように敬いお仕える存在に変えよう」として



昭和20年3月18日、昭和天皇が東京下町大空襲被災地を巡幸

るのである」と書いた。このことが、「第一章 天皇」の改定でさらに明らかになっているので追記することにする。1999(平成11)年世論が二分するなかで、国旗国歌法が成立し、日本の国旗は日章旗、国歌は君が代となった。自民改憲案は、それを憲法に格上げし、第3条に新設、同様に「皇位の継承があったときに制定する」と元

号制も第4条に新設した。君が代は政府がいろいろ理屈をつけるが、戦時中、私たちは「天皇の治める国が永遠に続くように」の意味だと繰り返し教え込まれたのである。また元号も、「皇位の継承があったときに制定する」とし、天皇の存在を国民に強調・徹底する役割を果たし、「君が代」と一心同体である。さらに、天皇の国事行為等を定めた第6条に次の5項を追加・新設した。「第一項及び第二項に掲げるものほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う」

これもまた、天皇を行政の末端で国民に見させ存在感を示すためであろう。「その他の公的な行為」が曲者。私には戦前の「天皇行幸」を思い起させられる。

「60歳定年制」が無理に創られた。意力と能力があれば働くことは法律で規制されるものではないと大きな社会問題となったが、法律は出来た。しかし程なくして働く者が減ってきたことから、それは役に立たなくなった。▲結果、高齢者の再雇用が一般的となり、経験を活かすという名で安く働かせることが出来、使う方に都合良かったのだが、これに年



定年制について

戦前は義務と言っていたが、今は働くことは国民の権利なのです。しかし、恥ずかしいことに過労死ナンテのが世界共通語になった。儲かればいいという社会に労働組合の動きが弱いからか。働き過ぎを許してきた政治の責任が大きい。これも金が動いたりして。▲こんな社会にある年「60歳定年制」が無理に創られた。意力と能力があれば働くことは法律で規制されるものではないと大きな社会問題となったが、法律は出来た。しかし程なくして働く者が減ってきたことから、それは役に立たなくなった。▲結果、高齢者の再雇用が一般的となり、経験を活かすという名で安く働かせることが出来、使う方に都合良かったのだが、これに年

金受給年齢の引き上げがマツチする形になって現在に至っている。国によるタクラミか。▲俺たちの定年制はムリムリと創ったんだが、こつちの方はそうは行かないようだ。一家のことで言えば、親父が年取ったからとか都合が悪ければ、誰かが替わりを務めるのは当たり前でしょう。それを世帯主としての責任を、年や健康を理由にはつきりと状況が発表されただから。時間をかければイジメになりませんか。▲なにことも自論を数で押し通しており、今は正に飛ぶ鳥たつて落とす勢いでしようや。ならば、先代さんが正月を挟んで長く病んでいた時はどうしていたんですか。という。食事時にイヤな言葉を毎日聞かされましたが、何も制度的な難しい話は聞いた覚えがないんですが。 (石川)